

小樽市指名競争入札参加資格者名簿登録規則第 10 条の規定により、令和 7・8 年度において、小樽市（水道局及び病院局を含む。）が発注する建設工事、設計等の競争入札に参加する者の資格、申請の時期及び方法等について、次のとおり公示します。

小樽市長 迫 俊 哉

第 1 競争入札参加資格について

1 資格の種類

(1) 建設工事（29 種）

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）別表に掲げる建設工事の種類

(2) 設計等（6 種）

測量、地質調査、土木設計、建築設計、設備設計、技術資料

2 資格の要件

(1) 基本的資格要件

次の①～⑥までのいずれかに該当する者は、資格の種類に関係なく、競争入札の参加資格審査申請をすることができません。

- ① 契約を締結する能力を有しない者（ただし、特別な理由がある場合を除く。）
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下同じ。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当する者
- ④ 次のア～キのいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者。（ただし、その事実があった後、審査基準日において既に 3 年を経過した者については、この限りではない。）
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ 前記ア～カの規定により入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は履

行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- ⑤ 小樽市税に滞納がある者
- ⑥ 消費税及び地方消費税に滞納がある者

(2) 資格の種類ごとの申請受付期間と要件

随時申請の受付期間				
第1回	令和7年3月17日	～	令和7年4月14日	まで
第2回	令和7年4月15日	～	令和7年5月14日	まで
第3回	令和7年5月15日	～	令和7年6月13日	まで
第4回	令和7年6月16日	～	令和7年7月14日	まで
第5回	令和7年7月15日	～	令和7年8月14日	まで
第6回	令和7年8月15日	～	令和7年9月12日	まで
第7回	令和7年9月16日	～	令和7年10月14日	まで
第8回	令和7年10月15日	～	令和7年11月14日	まで
第9回	令和7年11月17日	～	令和7年12月12日	まで
第10回	令和7年12月15日	～	令和8年1月14日	まで
第11回	令和8年1月15日	～	令和8年2月13日	まで
第12回	令和8年2月16日	～	令和8年3月13日	まで

ア 建設工事の資格要件

次の①から③のいずれにも該当することが必要です。

- ① 工事の種類に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可を有する建設業者で、審査基準日において、その建設業の許可を受けてから2年以上引き続き事業を営んでいること。
- ② 建設業法第27条の23の規定に基づき、それぞれの資格に対応する建設業の許可について、経営事項審査を受けており、かつ、結果通知書（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書）を有していること。なお、その結果通知書の審査基準日（決算日）が「3 資格の登録有効期間」に示している資格有効期間初日の1年7か月前の日の直後の決算に対応したもので、申請する工種に対応する完成工事高があること。
- ③ 健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていること。

イ 設計等の資格要件

- ① 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでおり、申請する種別によっては、次の要件が必要です。
- ② 測量
測量法（昭和24年法律第188号）による測量業者の登録を受けていること。
- ③ 建築設計
建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の

登録を受けていること。(ただし、設備設計のみを申請する場合を除く。)

④ 技術資料

計量証明を業とするものについては、計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定による計量証明事業者の登録を受けている者であること。

3 資格の登録有効期間

審査基準日		追加受付の登録有効期間			
第1回	令和7年3月1日	令和7年5月1日	～	令和9年3月31日	まで
第2回	令和7年4月1日	令和7年6月1日	～	令和9年3月31日	まで
第3回	令和7年5月1日	令和7年7月1日	～	令和9年3月31日	まで
第4回	令和7年6月1日	令和7年8月1日	～	令和9年3月31日	まで
第5回	令和7年7月1日	令和7年9月1日	～	令和9年3月31日	まで
第6回	令和7年8月1日	令和7年10月1日	～	令和9年3月31日	まで
第7回	令和7年9月1日	令和7年11月1日	～	令和9年3月31日	まで
第8回	令和7年10月1日	令和7年12月1日	～	令和9年3月31日	まで
第9回	令和7年11月1日	令和8年1月1日	～	令和9年3月31日	まで
第10回	令和7年12月1日	令和8年2月1日	～	令和9年3月31日	まで
第11回	令和8年1月1日	令和8年3月1日	～	令和9年3月31日	まで
第12回	令和8年2月1日	令和8年4月1日	～	令和9年3月31日	まで

第2 資格審査の申請時期、方法等

1 申請の方法

北海道市町村入札参加資格共同審査システムによる電子申請

2 申請先

一般財団法人北海道建設技術センター

(ポータルサイトURL) <https://www.hoctec.info/kyoshin/>

3 問合せ先

一般財団法人北海道建設技術センター 市町村支援課 入札参加資格審査担当

電話(011)733-2322 ※土日祝日を除く9時から17時まで

E-mail: kyoshin@hoctec.or.jp

4 変更届について

申請内容に変更があったとき、又は、建設業の許可及び経営事項審査に変更・更新(単純更新を含む。)があったときは、北海道市町村入札参加資格共同審査システムにより速やかに、申請内容の変更届を提出してください。

5 合併、会社分割及び事業譲渡の届出について

合併、会社分割及び事業譲渡が行われた場合は、速やかに一般財団法人北海道建設技術センターへその対応についてお問合せください。

第3 その他

1 競争入札参加資格者名簿について

全業種について資格審査の結果は、に市のホームページへの掲載又は契約管財課窓口での閲覧により公表します。(登録者のみを掲載した名簿形式)

2 問合せ先

小樽市財政部契約管財課 契約審査グループ

〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号 市役所別館5階

電話 (0134)32-4111 工事・設計等担当 内線237

Fax (0134)23-0675

E-mail : keiyaku@city.otaru.lg.jp

小樽市ホームページ <https://www.city.otaru.lg.jp>